

平成 30 年度 博物館実習生受入要項

遠野市立博物館では、博物館法施行規則第 1 条にもとづき、学芸員資格取得のための博物館実習を実施しています。

1 実施期間

平成 30 年 8 月 27 日（月）～ 8 月 31 日（金）（5 日間）

2 実習内容

資料の基本的な取り扱い（整理、梱包、登録など）、刀剣の手入れ方法、埋蔵文化財資料の取り扱い、資料の展示方法、見学用ワークシートの作成など。

ただし、調査や展示、講演会等が予定されている場合、そちらの補助を行っていただく場合があります。

3 実習場所

遠野市立博物館および館外収蔵庫、遠野まちなか・ドキ・土器館等

4 実習時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（うち正午から午後 1 時まで昼食休憩）

5 定員

6 名程度とします。申込は先着順とし、定員に達した時点で受付を締め切ります。

6 受入条件

次の(1)から(5)または(6)の条件を満たし、7の申込方法にしたがって受付した学生を受け入れます。なお、当館が遠野地域における民俗・歴史を主とする歴史系博物館であることを承知であれば、出身・専攻・学年は問いません。

- (1) 現在、大学または大学院に在学中で、学芸員資格の取得を目指している者。
- (2) 博物館に関する科目のうち、博物館実習以外のすべての科目の単位を実習開始までに取得済みもしくは取得見込みであり、大学が適当と認めた者。
- (3) 実習期間における居住地または滞在拠点（実家、宿泊施設等）から無理なく通うことができる者。
- (4) 原則として、上記実施期間の全日程に参加可能な者。
- (5) 十分な意欲・熱意を持ち、積極的に実習に取り組むことができる者。
- (6) 遠野市立博物館長が特に認めた者。

7 申込方法、募集期間

以下の手順で申し込んでください。

① 申込受付【平成 30 年 3 月 1 日～5 月 31 日】

実習を希望する学生は、当館の実習担当者に電話で連絡し受入の内諾を得た後、博物館実習仮申込書（様式 1）を提出してください。

※土曜日、日曜日の電話連絡は避けてください。

② 書類提出【平成 30 年 4 月 1 日～6 月 30 日】

平成 30 年 6 月 30 日までに、大学から正式な依頼文書を提出してください。提出書類は以下のとおりです。

- ・博物館実習申込書（各大学所定のもの）
- ・博物館実習希望者調査票（様式 2、自筆で記入のこと）
- ・誓約書（様式 3、自筆で記入のこと）
- ・返信用封筒（82 円切手を貼り付けたもの）

③ 受入決定【依頼文書到着から 1 週間程度】

当館から大学へ受入承諾書を送付します。この文書をもって正式な実習受入決定となります。

④ 詳細通知【7 月下旬～8 月上旬】

集合時間・服装など実習の詳細については、別途学生あてに直接通知します。

8 留意事項

- (1) 受入承諾後でも、6 の条件を満たさないことが判明した場合、受入を拒否する場合があります。
- (2) 実習態度が不適切な学生は、受入を中止する場合があります。
- (3) 当館への交通費、その他必要な経費は学生の負担とします。
- (4) 実習に際し、謝金は受け取りません。参加費も不要です。
- (5) 事前の打合せ、課題などはありません。また、事前の挨拶なども不要です。
- (6) 実習期間中における実習生の就職活動等については、他の実習生の妨げにならない範囲で認めるものとします。調査票の備考欄にその旨を記入して提出してください。
- (7) 実習中、実習生が被った事故および災害等については、業務の内外を問わず、当館は一切責任を負いません。
- (8) 実習中、実習生に起因する事由により当館が損失・損害を受けた場合には、大学が責任を持ち対応してください。
- (9) 傷害保険等については、各自の責任で加入してください。

9 問い合わせ

遠野市立博物館 博物館実習担当 長谷川、阿部
〒028-0515 岩手県遠野市東館町 3 番 9 号
電話 0198-62-2340 FAX 0198-62-5758